

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

(平成22年1月19日改正)

国土交通省から日整連を通じて当会に対し、標記通達を改正した旨の通知がありました。今回の改正概要は下記の通りです。

記

1. 用紙

次のような不正防止対策が図られた。

- ①保安基準適合証、同控え及び保安基準適合標章に、マイクロ文字及び製造者名が印刷されていること。一組ごとに9桁の一連番号が印刷されていること。
- ②保安基準適合証に地紋が印刷され、かつ、一部の地紋は蛍光インクで印刷されていること。
- ③保安基準適合標章に、コピーした場合コピーされた紙にコピーしたものであることが分かる地紋が出る用紙が使用されていること等。

2. 適合証綴の配付

各自動車整備振興会は、適合証綴を製造者から直接調達し、実費相当の価格を明示して指定整備事業者に配付すること等の規定が設けられた。

3. 自動車整備振興会の管理業務の強化

配付台帳の備考欄に、新たに不正防止対策として採用する9桁の一連番号に関する情報を記入すること等管理業務の強化・明確化が図られた。

4. 施行日等

平成22年4月1日。ただし、用紙に不正防止対策を加える改正規定及び配付台帳備考欄に一連番号に関する情報を記入する改正規定は平成22年5月1日から施行。

※現様式の用紙の販売は、平成22年4月30日までですが、使用については期限の定めはなく、現・新のいずれの用紙も使用可能です。

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘要
1月21日（木） 13:30～ 15:00	日下部警察 (塩山分庁舎)	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 塩山支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 78台 不良車両数 9台 内整備命令 0台 口頭警告 9台 車検切れ 0台

※塩山支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

自動車整備業におけるリスクアセスメント冊子について （～災害ゼロをめざして～）

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層促進するため、労働安全衛生法が平成18年4月1日改正されました。

危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が努力義務規定として設けられ、自動車整備業の事業者にもリスクアセスメントの実施とその結果に基づき必要な措置を講ずることが定められております。

本年度は「自動車整備業」を対象として、事業場における安全衛生水準の向上と労働災害のより一層の減少を図るため、中央労働災害防止協会より日整連を通じてこのリスクアセスメントの周知を促すために、『自動車整備業におけるリスクアセスメント』冊子が配布されました。

本冊子を活用し労働災害防止の参考資料としてご活用下さい。

例：イラストを見て体験

- ①どんな危険性・有害性があり、どんな災害が発生するのか想定（リスク）
- ②危険性・有害性の頻度、可能性、負傷又は疾病の重さによるリスクの見積り
- ③リスク低減措置の検討及び実施
- ④リスクアセスメント実施状況の記録と見直し

詳細は「リスクアセスメント」冊子を参照して下さい。

冊子



イラスト 冊子17ページ参照



指定自動車整備事業者等講習会開催について

指定自動車整備事業の適切かつ円滑な運営を図るため、標記講習会を山梨運輸支局のご協力を頂き下記により開催致します。

受講対象者は、必ず受講されますようお願いします。

記

- ◇講習対象者 ①指定整備事業者
②事業場管理責任者
③保安基準適合証交付者
④主任技術者
⑤その他指定整備事業に携わる中間管理者

◇開催日時 平成22年2月25日（木）

午前の部

対象者	保安基準適合証交付者、主任技術者、中間管理者	受付	9：00～9：30
		講習	9：30～12：00

午後の部

対象者	事業者、事業場管理責任者	受付	13：00～13：30
		講習	13：30～16：00

◇開催場所 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇受講料 1名 2,000円

◇その他 受講修了証明を致しますので、自動車整備技能者手帳をご持参下さい。

指定自動車整備事業取得説明会開催のお知らせ (指定取得を予定している事業者の皆様へ)

平成22年度中に指定自動車整備事業の取得を予定している認証事業者を対象に、標記説明会を開催しますので、参加を希望する事業者は下記によりお申し込み下さい

記

- ◇開催日時 平成22年3月1日（月）
13：30～15：30
- ◇場所 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇説明内容 指定自動車整備事業について
指定整備と認証の違い
指定取得のための要件
指定を取得するまでのスケジュール等
- ◇講師 山梨運輸支局担当専門官 振興会職員
- ◇参加費 無料
- ◇申込み方法 資料を準備する都合がありますので、2月26日（金）までに電話にてお申し込み下さい。
- ◇申込先 振興会指導課 (TEL 055-262-4422)

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますので、お申し込み下さい。

『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

(社) 山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会長は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 平成22年2月19日（金）まで

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「使用済み自動車等適正処理実施状況申告書」（1月号P14～15）をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。
(指導・教育部門窓口にも用意されています。)

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成22年3月末

・振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請

平成22年4月中旬

・環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請

平成22年4月下旬から5月上旬

・支局現地審査

※ 詳細については「会報AMS 1月号」をご参照下さい。

平成22年度山梨県自動車納税通知書封筒の裏面広告について

経営委員会

平成22年度も自動車納税通知書封筒の裏面広告を掲載します。

1. 広告掲載目的

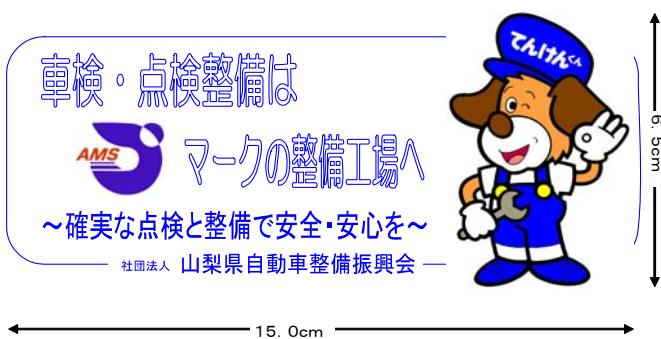
公益法人として地域社会に貢献し、県の新たな財源確保に協力するとともに、自動車の適正な点検・整備を通じて、車社会の安全確保、公害防止並びに地球環境の保全を推進するため、車の点検・整備に関する啓発活動を行う。

2. 掲載媒体

「山梨県自動車税納税通知書封筒広告掲載要領」の規定により、平成22年度山梨県自動車税納税通知書（定期賦課分）の封筒裏面に掲載
（平成22年5月上旬発送予定）

3. 印刷枚数 28万枚

4. 広告内容



平成21年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成21年度の標記研修を次により開催致します。

なお、各事業場には事前に通知しますので必ず受講されますよう、お願い致します。

- ◇ 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者 **(1事業場1名以上)**
- ◇ 研修場所 振興会教室・実習場
- ◇ 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 (学科) ①新機構・新装置について
(実習) ①電子制御式ブレーキ及びボディー電装品の構造・機能と故障診断
- ◇ 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
※研修資料については、1名1セット購入となりますが、同一事業所で複数の整備主任者が受講する場合は、資料を持参すれば受講料4,500円（資料代除く）で受講することができます。
- ◇ 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00
- ◇ 研修日程 下表を参照して下さい。

回数	月 日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	担当		
					実技	学科 (小型)	学科 (大型)
13	2月12日	金	韮崎 東八②	45	トヨタ	トヨタ	日産ディーゼル
14	2月18日	木	その他	20	三菱	三菱	日野

平成 22 年度検定試験及び登録試験実施計画

		《検定試験》	《登録試験》	
			学科試験	実技試験
第 1 回	種 目	二級自動車シャシ	二級ガソリン 二級ジーゼル 二級 2 輪 三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 車体	二級ガソリン 三級シャシ
	受 付 期 間	平成 22 年 5 月 6 日 (木) ～ 5 月 14 日 (金)	平成 22 年 8 月 2 日 (月) ～ 6 日 (金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成 22 年 10 月 25 日 (月) ～ 29 日 (金)	
	学 科 試 験 日	平成 22 年 8 月 4 日 (水)	平成 22 年 10 月 3 日 (日)	
	実 技 試 験 日	平成 22 年 9 月 12 日 (日)		平成 23 年 1 月 16 日 (日)
第 2 回	種 目	一級小型 二級ガソリン 二級ジーゼル 二級シャシ 三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 三級 2 輪 電気装置 車体	一級小型	
	受 付 期 間		平成 23 年 1 月 17 日 (月) ～ 21 日 (金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成 23 年 5 月 30 日 (月) ～ 6 月 3 日 (金)	
	学 科 試 験 日		筆記 平成 23 年 3 月 20 日 (日) 口述 (口述は 1 級のみ) 平成 23 年 5 月 8 日 (日)	
	実 技 試 験 日			平成 23 年 8 月 28 日 (日)

第115期技術講習所受講生募集案内

◇募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン・自動車車体

◇募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車(A課程)	15
二級ガソリン	25
三級ガソリン	25
自動車車体	20

(受講希望人員 10人未満の場合は開講いたしません。)

◇受講申込み

①申込期間

3月15日（月）～4月16日（金）

②受講申込み方法

受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。

◇受講料

種目	受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員 87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外 125,000	
二級ガソリン	会員 57,000	
	会員外 82,000	
三級ガソリン	会員 57,000	車体協の教科書が別途必要です。
	会員外 82,000	
自動車車体	会員 55,500	
	会員外 81,000	

◇予定講習日程 (都合により予定日の変更もあります)

①一級小型自動車（A課程）

原則 火・金曜日 の30日間を予定

②二級ガソリン・三級ガソリン

原則 火・土曜日 の20日間を予定

③自動車車体

原則 火・水・金・土・日曜日 の20日間を予定

※詳細日程予定は、3月会報にてお知らせいたします。

④講習時間

9：20～16：00 (1日6時限)

⑤開講式・全課程（予定） 平成22年4月下旬頃 講習開始初日に行います。
(一級は、開講式のみ) **※9:00より開講式を始めます。**
二級・三級・車体 修了式（予定） 平成22年 9月 下旬
一級小型自動車 修了式（予定） 平成23年 3月 初旬

◇受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)
自動車車体	車体整備作業に関して 2年以上の実務経験を有する者

◇その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーチットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

☆白色作業服 3,045円 (S~3Lまで)
3,255円 (4L~BXL)
☆デジタルサーチットテスタ 7,000円

ご不明の点は下記にお問い合わせ下さい。

(社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422
FAX 055-263-4420